ちばエコスタイルパートナー登録制度実施要綱

千葉県環境生活部循環型社会推進課

（目的）

第１条　本要綱は、千葉県（以下、「県」という。）が、循環型社会の構築を推進していくにあたり、ごみを減らすために、身の回りでできることを実践するライフスタイル「ちばエコスタイル」を促進するために実施する、ちばエコスタイルパート　　ナー登録制度について必要な事項を定めるものとする。

（区分）

第２条　ちばエコスタイルパートナー登録制度は、次の各号に掲げる区分をもって　構成する。

（１）「ちばプラごみ削減パートナー」（以下、「プラごみ削減パートナー」という。）」

プラスチックごみ（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第２条第３号に定める「プラスチック使用製品廃棄物」及び同条第４号に定める「プラスチック副産物」が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物となったものをいう。）を減らすため、身の回りでできることを実践する「ちばプラごみ削減エコスタイル」の普及に資する、第３条第１号アに掲げる　　取組を行う事業者等（企業、団体、教育機関、学校法人、特定非営利活動法人、個人事業主等をいう。以下同じ。）であって、この要綱に基づきパートナー登録をしたものをいう。

（２）「ちば食品ロス削減パートナー（以下、「食ロス削減パートナー」という。）」

食品ロスの削減（食品ロスの削減の推進に関する法律第２条第２項に定める「食品ロスの削減」をいう。）のため、身の回りでできることを実践する「ちば食品ロス削減エコスタイル」の普及に資する、第３条第１号イに掲げる取組を行う事業者等であって、この要綱に基づきパートナー登録をしたものをいう。

（登録対象）

第３条　千葉県内に事務所又は事業所を置く事業者等であって、次の各号のすべてに該当するものを対象とする。

（１）次のア又はイに掲げる取組のうち、いずれか一つ以上を行うもの

ア 「プラごみ削減パートナー」の登録をする場合

（ア）ワンウェイプラスチックの使用削減

（イ）プラスチックリサイクルの推進

（ウ）バイオマスプラスチック等の代替品の活用

（エ）その他、プラスチックごみの削減につながる取組として県が認めるもの

イ 「食ロス削減パートナー」の登録をする場合

（ア）規格外食品の活用

（イ）食品の完売の促進

（ウ）完食の推奨

（エ）その他「食品ロスの削減」につながる取組として県が認めるもの

（２）登録を受けようとする事業者等の役員（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次のアからウのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（３）宗教活動や政治活動を主たる目的としないもの

（４）前各号に定める場合のほか、千葉県広告事業実施要綱第４条第２項に規定する基準に照らし適当と認められない場合

（登録の申請）

第４条　ちばエコスタイルパートナー登録制度に申請しようとする事業者等は、登録申請書（別記第１号様式）を県に提出するものとする。

（登録）

第５条　県は、前条に基づく登録申請があった場合は、その内容を審査し、適当と　　認めたときは、第２条の区分に応じてパートナー登録を行い、申請者に対し登録　した旨を通知する。

２　県は、登録事業者（前項の登録を行った者をいう。）に対し、登録を行った区分に応じ、下表に定めるロゴマーク（以下「ちばエコロゴ」という。）の使用を承認するものとする。

３　県は、ちばエコロゴの使用にあたっては、当該使用者に対し報告を求めるなど　して、必要に応じ、その使用状況を把握しておかなければならない。

　（表）

|  |  |
| --- | --- |
| 登録区分 | ロゴマーク |
| ちばプラごみ削減パートナー |  |
| ロゴ  自動的に生成された説明 |
| ロゴ  自動的に生成された説明 |
| ちば食品ロス削減パートナー |  |

（ちばエコロゴの使用）

第６条　第５条第２項の場合のほか、ちばエコロゴの使用を希望する者は、使用承認申請書（別記第２号様式）を県に提出するものとする。

２　県は、前項の申請書の提出があった場合においては、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合に限りちばエコロゴの使用を承認するものとし、申請者に対し、使用を承認する旨を通知する。

（１）第３条に掲げる取組への寄与を目的とし、イベント等で無償配布する物品等　（資材・景品等）やその包装・パッケージに使用する場合。

ただし、有償販売を前提とした物品等の場合は除く。

（２）第３条に掲げる取組に寄与するため、ホームページ、雑誌、名刺等に、広告を　目的として使用する場合。

３　前項第１号及び第２号に定める事項は、登録事業者が使用する場合に準用する。

４　第５条第２項及び第６条第２項の定めにより使用を承認する場合においては、　使用者に対し、次の各号に定める事項を遵守するよう求めなければならない。

（１）ちばエコロゴのデザインを変更し又はその一部のみを使用することをしてはならない。

（２）ちばエコロゴのデザインの縦横比を変更してはならない。

（３）ちばエコロゴのデザインの配色を変更してはならない。

（４）ちばエコロゴのデザインの使用状況等について、県から報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

（５）その他、「千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱　要領」（以下、チーバくん取扱要領という。）及び「ちばエコスタイルキャラクター及びロゴマーク」使用取扱要領」（以下、ちばエコ取扱要領という。）に反する使用をしてはならない。

５　第５条第２項及び第６条第２項の使用の承認を受けた者において、ちばエコロゴの使用に関し、前項各号又はチーバくん取扱要領及びちばエコ取扱要領の定めに　反する事項が認められた場合にあっては、本要綱の定めのいずれにも関わらず、　その使用するちばエコロゴの一切について使用の停止を命じるものとする。

（登録の変更・廃止）

第７条　登録事業者は、申請時に登録した事項に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届（別記第３号様式）により、県に届け出るものとする。

２　登録事業者は、第３条の登録対象に該当しなくなった場合には、登録廃止届　　（別記第４号様式）により、県に届け出るものとする。

３　県は、登録事業者が前項の届出又は県が行う確認等により、第３条の登録対象に該当しないと認めた場合、登録を廃止することができるものとする。

この場合、登録を廃止した事業者には、速やかに登録証等の返還及び使用する　ちばエコロゴの一切について使用の停止を求めるものとする。

（県の役割）

第８条　県は登録事業者の取組内容等について、「ちばエコスタイル」の普及に　　　資する模範事例として、県ホームページに掲載するなどして、県民や事業者等に　対し、積極的に発信しなければならない。

（登録事業者の役割）

第９条　登録事業者は登録した取組を積極的に実践し、プラスチックごみ又は食品　ロスの削減及び発生抑制に努めるとともに、「ちばエコスタイル」の普及促進の　　ため県が行う広報・啓発に協力しなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定める事項のほか、県と登録事業者の間で生じた疑義等については、双方協議の上、都度、取り扱いを定めるものとする。

附　則

この要領は、令和５年１０月６日から施行する。

この要領は、令和７年５月２３日から施行する。

（第１号様式）

ちばエコスタイルパートナー登録制度　登録申請書

（あて先）千葉県知事

令和　年　月　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所又は所在地 |  |
|  | 氏名又は名称（代表者名） |  |

　ちばエコスタイルパートナーの登録をしたいので、同登録制度実施要綱第４条の　規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　基本情報

|  |  |
| --- | --- |
| 区分（該当する□にチェック） | ☐ちばプラごみ削減パートナー（ロゴ使用希望　□有　□無　）（取組内容）□　ワンウェイプラスチックの使用削減□　プラスチックリサイクルの推進□　バイオマスプラスチック等の代替品の活用□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）☐ちば食品ロス削減パートナー（ロゴ使用希望　□有　□無　）（取組内容）□　規格外食品の活用□　食品の完売の促進□　完食の推奨□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 登録事業所の名称 |  |
| 登録事業所所在地 | 〒　　－ |
| 主な業務内容 |  |
| URL | http://県ホームページからのリンクの可否（　可　・　否　） |
| 担当者連絡先 | 所属 |  | 担当者 |  |
| ※電話 |  | ＦＡＸ |  |
| e-mail | 　　　　@ |

注１　上記の登録内容（担当者連絡先以外）は、県のホームページ等において情報を掲載させていただきますので、予め御了承ください。

注２　区分欄の☐にチェックした取組内容について、詳細を付表に記載の上、添付してください。

注３　複数の事業所（店舗）を一括して登録する場合は、別紙登録事業所（店舗）一覧を添付してください。

２　実施要綱第３条（２）及び（３）の登録要件を満たすことの誓約

□　私は、第３条（２）及び（３）の登録要件を満たしていることを誓約します。

（登録要件を満たしている場合に☑）

（第１号様式付表）

取組内容の詳細（該当する□にチェック）

１　「ちばプラごみ削減パートナー」

（１）ワンウェイプラスチックの使用削減

□　レジ袋の削減

□　マイボトル・マイカップへの飲料提供

□　プラスチック製スプーン、ストロー等の使用制限

□　環境に配慮した容器の導入

□　プラスチックハンガーの再利用

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）プラスチックリサイクルの推進

□　食品トレー・ペットボトルの回収、資源化

□　プラスチックごみの分別、資源化

□　再生プラスチックを使用した製品の製造・販売

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（３）バイオマスプラスチック等の代替品の活用

□　代替素材（バイオプラ、紙等）を使用した製品の製造、販売、使用

□　紙ストローへ変更

□　生分解性プラスチックの研究、開発、製品化

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（４）その他、プラスチックごみの削減につながる取組

２　「ちば食品ロス削減パートナー」

（１）規格外食品の活用

□　加工品等への活用

□　安価での販売

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）食品の完売の促進

□　閉店間際、期限間近商品の割引販売

□　量り売り、ばら売り

□　てまえどりの呼び掛け

□　需要予測精度の向上、商慣習ルールの見直し

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（３）完食の推奨

□　小盛り、ハーフサイズ等による提供

□　持ち帰り要望への対応

□　宴会時における食べきりの呼び掛け

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（４）その他、食品ロスの削減につながる取組

□　余剰食品のフードバンク・子ども食堂などへの寄付

□　その他、食品ロスの削減につながる取組

（第１号様式別紙）

ちばエコスタイルパートナー登録制度　登録事業所（店舗）一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業所（店舗）名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |

※登録事業者が事業所（店舗）を追加する場合は、追加箇所のみ記載してください。

（第２号様式）

ちばエコロゴ使用承認申請書

（あて先）千葉県知事

令和　年　月　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所又は所在地 |  |
|  | 氏名又は名称（代表者名） |  |

　ちばエコロゴを使用したいので、ちばエコスタイルパートナー登録制度実施　　　要綱第６条の規定に基づき、下記のとおりちばエコロゴの使用を申請します。

記

１　使用方法

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 作成するもの | 作成数 | 使用ロゴ(プラごみ、食品ロスの別を記入) | 備考 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |

２　ちばエコロゴの使用に関する連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 所属部署 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |

３　添付書類

※ レイアウト、イメージ図など、使用方法がわかるものを添付すること。

（第３号様式）

ちばエコスタイルパートナー登録制度　登録変更届

（あて先）千葉県知事

令和　年　月　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 住所又は所在地 |  |
|  | 氏名又は名称（代表者名） |  |

ちばエコスタイルパートナーの登録内容について、以下のとおり変更がありましたので、ちばエコスタイルパートナー登録制度実施要綱第７条第１項の規定に　　　　基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　変更項目（該当する□にチェック）

☐ 基本情報（事業者名、所在地、連絡先等）の変更　　☐ 取組内容の変更

２　変更内容（変更が生じた事項について変更後の情報を記載してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 変更日 |  |
| 区分（該当する□にチェック） | ☐ちばプラごみ削減パートナー☐ちば食品ロス削減パートナー※取組内容の変更の場合は、変更後の内容を付表に記載し添付すること。 |
| 登録事業所の名称 |  |
| 登録事業所所在地 | 〒　　－ |
| 主な業務内容 |  |
| URL | http://県ホームページからのリンクの可否（　可　・　否　） |
| 担当者連絡先 | 所属 |  | 担当者 |  |
| ※電話 |  | ＦＡＸ |  |
| e-mail | 　　　　@ |

（第３号様式付表）

変更後の取組内容の詳細（該当する□にチェック）

１　「ちばプラごみ削減パートナー」

（１）ワンウェイプラスチックの使用削減

□　レジ袋の削減

□　マイボトル・マイカップへの飲料提供

□　プラスチック製スプーン、ストロー等の使用制限

□　環境に配慮した容器の導入

□　プラスチックハンガーの再利用

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）プラスチックリサイクルの推進

□　食品トレー・ペットボトルの回収、資源化

□　プラスチックごみの分別、資源化

□　再生プラスチックを使用した製品の製造・販売

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（３）バイオマスプラスチック等の代替品の活用

□　代替素材（バイオプラ、紙等）を使用した製品の製造、販売、使用

□　紙ストローへ変更

□　生分解性プラスチックの研究、開発、製品化

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（４）その他、プラスチックごみの削減につながる取組

２　「ちば食品ロス削減パートナー」

（１）規格外食品の活用

□　加工品等への活用

□　安価での販売

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）食品の完売の促進

□　閉店間際、期限間近商品の割引販売

□　量り売り、ばら売り

□　てまえどりの呼び掛け

□　需要予測精度の向上、商慣習ルールの見直し

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（３）完食の推奨

□　小盛り、ハーフサイズ等による提供

□　持ち帰り要望への対応

□　宴会時における食べきりの呼び掛け

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（４）その他、食品ロスの削減につながる取組

□　余剰食品のフードバンク・子ども食堂などへの寄付

□　その他、食品ロスの削減につながる取組

（第４号様式）

ちばエコスタイルパートナー登録制度　登録廃止届

（あて先）千葉県知事

令和　年　月　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 住所又は所在地 |  |
|  | 氏名又は名称（代表者名） |  |

　　　　年　　月　　日をもって、ちばエコスタイルパートナーの登録を廃止　　　したいので、ちばエコスタイルパートナー登録制度実施要綱第７条第２項の規定に　基づき、下記のとおり届け出ます。

　記

【廃止理由】（該当する□にチェック）

□　事業・活動の廃止

□　取組の廃止又は中止

□　その他

※一部事業所（店舗）の廃止は「登録変更」の届け出をしてください。